職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 9 月 26 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第75号

職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則(平成19年岩手県規則第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(県又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務を行う	(県又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務を行う
法人)	法人)
第4条 条例第2条第4項の規則で定める法人は、次に掲げる	第4条 条例第2条第4項の規則で定める法人は、次に掲げる
法人とする。	法人とする。
(1) 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99	(1) 沖縄振興開発金融公庫
号) 第1条に規定する公庫	
(2)~(7) [略]	(2)~(7) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。